

平成27年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成27年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「土地造成費 59,090千円」の次に次のように加える。

つくば明野北部（田宿地区）土地造成事業

筑西市松原・田宿・猫島地区

311,000㎡

土地造成費

2,436,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に資本的収入の予算額を次のとおりと定め、同条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 土地造成事業資本的収入	-千円	2,436,000千円	2,436,000千円
第1項 企業債	-千円	2,436,000千円	2,436,000千円
	支	出	
第2款 土地造成事業資本的支出	1,338,440千円	2,436,000千円	3,774,440千円
第1項 土地造成費	59,090千円	2,436,000千円	2,495,090千円

（一時借入金の補正）

第4条 予算第5条中「1,700,000千円」を「4,136,000千円」に改める。

第5条 予算第7条の次に、次の3条を加える。

（債務負担行為）

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
つくば明野北部（田宿地区）土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 平成28年度 至 平成29年度	3,200,000 千円

（企業債）

第9条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	2,436,000 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率）	30年以内 （据置期間を含む。）

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	工 業 団 地 用 地 (筑西市松原・田宿・猫島)	311,000㎡